三胶町政だより

所　行　發
郡　縣　諸　北　縣　宮　崎
場　役　町　胶　三
番　1　話　電
雄　鶴　畑　桑　者　責　任　編　集
所　刷　印
都　城　市　野　口　屋　紙　印　刷　部

定例町議會

助役の再任を承認

災害復舊對策も協議

まだ台風災害の后もなまなましい九月十八日に招集された定例町議会は、九月十八日で任期満了となつていた玉利助役の再任を満場一致で承認しました。

その外いまだに電氣設備のなかつた大字長田字表口部落の電氣導入に対する補助金十万円を可決しました。

なお議会に於いては、台風による災害を重視して、その被害状況を町当局より詳しく聽取の上、これが復舊対策について真険な協議を重ねました。

そして國や縣の補助なくしては、到底災害の復舊は不可能であり、しかも早急な復舊工事を必要とする関係上直ちに國や縣に対する陳情運動を展開することを決定致しました。

積極的な

災害復舊對策

立ち直りに町政の動き活発

過去二年間の無災害に、漸く小康を得ていた農村の經済は、相つぐ台風の襲來に木葉み塵に粉碎されてしまいました。殘された道は破壊された施設の速やかな復舊と明日への健全な生産対策でありますが、これは現在の町の經済状態では容易ならぬ問題であり結局は国と縣の補助なくしては到底不可能なことであり、町議会を始め当局一丸となつてこれが陳情に活發な運動を展開して居るのであります。なお町では、これが具体的な対策として、各課ともに救済と復舊に努力を続けて居ります。

次に各所管別にこれ等の具体的な対策と計画をのべて見ませう。

一、土木関係について

1、建設省関係

河川とか、堤防等のように建設省関係の分については、災害査定を受けて國庫補助を仰ぐべく、現在その申請書の準備中であり、十月初旬にはその全部の申請を終了する予定であります。

なお災害査定は、この申請に基づいてなされるのでありますが補助率はつぎの通りです。

國庫補助率　〇、六六七
被災関係者負担　〇、三三三

2、農林省関係

耕地関係の水路とか、いぜき、或は護岸等のような、農林省関係の農業用施設については、九月中にすべての申請を終り十月五日より査定が開始されるようになつております。

補助率は

國庫補助　〇、六五
縣費補助　〇、一〇
被災者負担　〇、二五

の割合になつております

3、なお小さな災害関係については、役場直営で部落民と協力してその復舊に努力しておりますが、既にその三分の二程度は作業を完了しております

二、経済関係

1、台風十二号により、農作物は致命的な打撃を受けたのでありますが、町としては、このため供出割当の適正、食糧の確保或は今后の経済政策に万全を期する目的をもつて町内二万五千俵に及ぶ水田の一筆調査を実施致しております。

2、又災害から生じてくる米穀の不足を補うために麥、菜種等の冬作物の増産を強力に推進することになつております。

三、民生関係

災害救助法によつて被災者の援護につとめております。

現在日本赤十字社より二十七点の衣類が援護物資として到着しておりますが、これ等の物資は援護家庭を優先的に災害の大きい人から順次に支給されます。

四、税務関係

1、町税の減額について

災害対策の一環として町税の減額を実施して居ります。これについては既に区長さんを通じて皆様のもとには、連絡がついていることゝ思いますが、本人の申告に基づき現地調査を行つて、それにより固定資産税についてのみ行われます。

なお減額は、土地については、被害土地の價格からのみ減額し、家屋では災害をうけた家屋の價格からだけ減額されます。

次に償却資産ですがこれも災害をうけた個々の資産の價格からのみ減額されます。

減額の割合は次の通りです。

被害率　減税率
A三割未満　四〇%
B三割から五割まで　七〇%
C五割以上　一〇〇%

2、所得税

所得税については、家屋だけがその対象となりますが、その減税率は、町の調査にもとづいて税務署がこれを決定致します

3、縣税については縣が調査して、縣がこれを決定します。

台風災害の御見舞申上げます

町長　桑畑政沖
町議会議員一同

跡足の号二十風台な悲惨

荒狂う暴風と水魔

降水量　七〇〇ミリ～一〇〇〇ミリ

(一)

五号、十三号、十二号と台風銀座の名に恥じず全く息つく間もない程の襲來振りでした。

中でも台風十二号は出穂期の郷土を完膚なきまでにあらし廻り、その被害額は二億円を遙かに上廻る驚くべき數字に上つて居ります

「室戸台風以上の强力なもので暴風範囲一千粁」と云われたこの台風を、まともに受けてゐたら、勿論大変な事態がひき起されてゐたでありませうが、幸なことに、上陸直前急に台風眼がつぶれると云う現象が起り、割合に風速の弱かつたことは、不幸中の幸でした。

しかし反面には、記録的な降水量を見るに至り、平地で七〇〇ミリ、山岳地方では恐らく一千ミリ以上に達したのではないかと想像されて居ります。そのため水禍による被害はせい惨を極め、河川は氾乱し、提防は決潰し、田畑の冠水流失埋没等が続出するに至り、又山麓の部落においては、涯崩れ等のため家屋がおしつぶされる等目もあてられぬ惨状を引き起しました。

次に各種施設物或は農作物等の被害状況を簡單に纏めて見ませう。

一、農地の被害

1、流失したもの
田　二町三反
畑　なし

2、埋没したもの
田　五町一反
畑　二反

二、農業用施設物の被害

1、溜池　二ケ所
2、頭首工　一ケ所
3、堤塘　五六六米
4、水路　三一六米
5、農道　一一五米

三、山林の被害

1、崩壊地　四二ケ所
八町一反歩
2、林道　二五五米
3、炭窯の全壊したもの
一〇基

四、家屋の被害

1、一般住宅　一二七戸
2、非住家　一七五棟
3、工場関係　六棟
4、学校関係　一九棟

五、生産物の被害

1、水稲
被害率　五五、四%
被害見込　八七七八石

2、陸稲
被害率　八〇%
害被見込　五六〇石

3、甘藷
被害率　二五%
被害見込　四〇万貫

4、その他ラミーが七〇%、桑園七〇%、雜穀及び蔬菜が一〇〇%、果樹が七〇%の被害を受けて居ります。

六、建設省関係の被害

1、河川　八ケ所
2、道路　一二ケ所
3、市町村工事八十ケ所

七、林産物関係

1、立木　八〇〇〇石
2、立竹　一〇〇〇束
3、素材流失　三五石
4、木炭損傷　五〇〇俵
5、木炭減收見込
三〇〇〇俵
6、わさび
六町歩

以上大体の被害状況を申述べましたがこれ等の被害額を総合しますと、その總額は、二億三千三百九十三万四千円となります。

(二)

後一息の町立病院建設工事

五号、十三号、十二号と相ついで襲來した台風にも、めげず、私達の町立病院建設工事は、その后順調に進んで居ります。

先づ診療棟が建ち、炊事棟、看護婦宿舎、第一病棟と殆んど相前后して棟上げされた工事現場は、意に様想を一変して、豪壯な建築物が、すみ切つた秋空にくつきりと浮び上つて居ります。

この病院が一万六千町民の健康を荷なつて、縱横の活躍を開始するのも間もないことでせう。

◎写眞(一)は涯崩れに通行不能となつた勝岡の新坂

(二)は決潰した岩下橋下流の堤防　(三)は建設中の町立病院

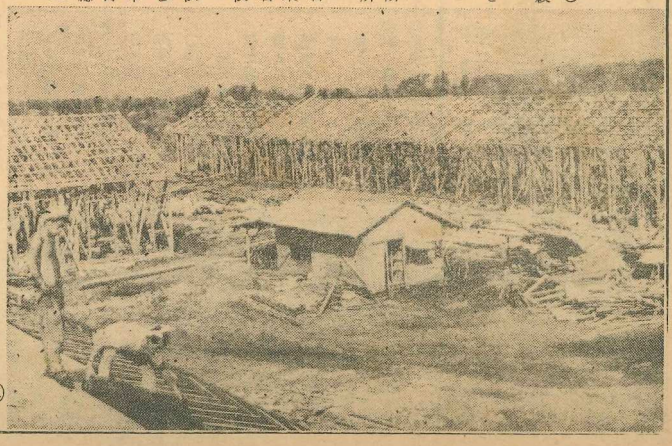

(三)

町十月主要行事豫定

日	曜	行事
一	金	姙婦採血検査（衛生）
二	土	昭和二十九年度産駒調査（経済課）
四	月	庁内課長会議（總務課）
五	火	定例区長連絡会議（〃）
〃	〃	定例教育委員会（教委）
八	〃	民生委員会（民生課）
〃	金	馬流産防止（第四回）
十一	月	昭和二十九年度秋季産犢調査
十五	金	姙婦採血
二十二	〃	馬流産防止（第五回）
二十五	月	昭和二十九年度畜産品評会

週間及び期間十月主要行事

行事	期間
一、住民登録実態調査（戸籍、税務、経済課共同調査） 二、國保被保険者実態調査 三、共同募金 四、水稲一筆調査 五、町有林間伐 六、ナトコ映写会	九月より引き続き二十日迄 一日より十六日まで 一日より三十一日まで 四日より九日まで 二日より三十一日まで 十一日より二十一日まで

〃決算審査〃

実施

昭和二十八年度決算審査は去る九月二十日より一週間に亘り町の監査委員によつて実施されました。

暴風雨をついて台風にいどむ

不眠不休の二日間

活躍する町消防団

〝台風十二号南九州に接近しつゝあり〟と云ふ狀報に恐らく町民は全神経を耳にしてラジオの放送に聞き入つたことでありませう。

町消防係では、この台風が硫黄島南西海上を北西進中であつた九月九日よりこれに留意し、ラヂオの放送に併せて宮崎測候所及び都城測候所等と連絡をとり、いつでもこれに対處することが出來るよう準備を整えたのであります。

そして台風が奄美大島の南東海上に接近した十一日には完全な警戒体勢下に入り、本部を町役場に設置すると共に、各部消防団を部落に待機させ、台風が南九州に上陸すると云ふ事が判明するや、直ちに車軸を流すような風雨をついて擴声機を用い、情報を知らせ、警戒を促し、十三日には、遂に避難命令を出すに至つたのであります。（この避難命令により学校寺院等に避難した町民の數は約一千名に及び、これ等の人々の一切の面倒を引き受けた消防団の働きは、町民の感謝的的になつて居ります。）

嵐を貫いてきこえてくるこの消防団の叫ぶマイクの声は、恐怖におのゝく町民の心をどんなに、力强く勇気づけたことでありませうあつて、今后の台風対策えの参考としたいものです。

もせず、堤防を決潰する濁流と斗い、増水する溜池を守り、泥土をまいて民家や道路を襲つた涯崩れにいどむ等、町消防団は一瞬のゆるみもなく、二日間を台風と戦い拔きました。

なお、水害に比して風による家屋の被害が割合少かつたのは、風速が急に弱まつたのもその原因でせうか町民の事前対策がよくなされたことがその主因だつたと思はれます。

この点毎年のように台風の脅威にさらされてゐる町民にとつては大きな勉強であつて、今后の台風対策えの参考としたいものです。

戸籍の話（三）

戸籍課

一、入籍、除籍、復籍について

1. 入籍とは

前号で述べた、子の出生の場合のように、いまゝでにその戸籍に記載されていなかつた者が、新らしくその戸籍に記載されるようになることを言います。

入籍の例としては、その外にも母の氏を称してゐた嫡出子でない子が、家庭裁判所の許可を得て、父の氏に変更する旨の届出をしたときに、父の戸籍に入籍する場合或は、戸籍の筆頭者である妻（夫）が夫（妻）の氏を称する婚姻をするときに、妻（夫）が夫（妻）の戸籍に入籍する場合等があります。

2. 除籍とは

人が死亡したような場合その戸籍から除かれる（×印で消されること）ことを言います。その外にも除籍の例はいろ〳〵ありまして、人が他の戸籍に入籍する場合には、出生の時以外必ず從前の戸籍から除籍されることになります。

3. 復籍とは

入籍の一種でありますが入籍する戸籍に、前に記載されていたことがあるために特に復籍と呼ばれるのであります。その例としては婚姻や養子縁組によつて氏を改めたものが、離婚や離縁によつて婚姻や縁組前の氏に復して、婚姻や縁組前の戸籍に入籍する場合等があります。

先に同じ戸籍に記載されているかどうかによつて、人の權利義務に変りはないと述べたのでありますが、同じことは入籍、除籍、復籍についても言うことが出來ます。

嫡出でない子が母の戸籍から父の戸籍に入籍しても父母の子に対する權利義務に変りはありませんし、復籍の前后によつて親兄弟に対する權利義務は、未成年の子が離縁によつて実父母の親權に服することなどを除いては、変りはありません右の子が、実父母の親權に服するようになるのも離縁になつたからでありまして單に戸籍に復籍したためではありません。

二、分籍について

分籍とは氏の変動を伴はず婚姻にもよらないで、從前の戸籍から除籍して新戸籍を編製することをいゝます。戸籍の筆頭者及びその配偶者以前のものは、成年に達した后はいつでも分籍することが出來ます。しかし分籍によつてその人の權利義務に変りのないことはいうまでもありません。

三、転籍、就籍について

転籍とは、本籍の所在を変更することを云い、筆頭者及びその配偶者によつてされるのであります勿論、何時でも又何人の同意や許可も必要としません。日本の領域内であれば、何処にでも転籍することが出來ます。

本籍が住所から遠くはなれた所にある人で住所を移動する見込みのない人は、本籍を住所に移せば（男三十一名、女四十七名）の方々に記念品を贈つて戸籍の記載をすることをいゝます。

したがつて、樺太や千島に本籍を有してゐたが、現在戸籍に記載されていない者は、就籍の手続きから取りよせる手數がはぶけて非常に便利になります。

就籍とは、日本人であり乍らまだ戸籍に記載されていないものについて、

八十才以上の高令者に記念品を贈呈

九月十五日としよりの日に

祖先を敬い、老人をいたわる風習は、いつの世にも美しいものです。

町では九月十五日としよりの日を記念して、町内八十才以上の高令者七十八名（男三十一名、女四十七名）の方々に記念品を贈つて呼んで居ります。

その外に、ハリケーンとかサイクロンとか、台風と同様の性質をもつてゐるものがありますが、これは日本に住んでゐる私達にはあまり関係がありませんから略することにします。

二、台風の発生地

七月頃から十月頃にかけて、頻繁に日本にやつてくる台風は、その大半が、ヒリツピン郡島の東方海上やカロリン、マリアナ、マーシャル郡島附近の南洋上に發生致します。

三、台風の發生原因

台風の發生する原因については、いろ〳〵の議論がなされてゐるのですが、普通一般にはフエーレルの対流説と云うのが信ぜられて居りますので、これを簡單に説明して見ます。

この説によりますと、南洋附近において、日射が非常に强いとき、その附近の氣温がぐん〳〵上昇して、昼間の間に各地で、雷雨やスコールが盛に起り、次第にその区域の空気は周囲の空氣より密度が少さくなり遂には非常に広い範囲にわたつて、上昇氣流を起すようになります。

そうするとその上昇氣流のあとを埋め合はすために、そのまわりの空氣がそこえ流れ入んで参りますが、その際空氣の流れは編向力のため北半球では左旋回を始め遂には台風のような巨大な暴風のうず巻きとなるのです。

（編向力と云ふのは、地球自転のために起る現象ですがこの説明は又の機会にゆずります。）

四、台風の移動方向

前に説明したような理由によつて発生した台風は、最初は、西或は北西に向つて移動を開始します。そして、大体北緯二十度から二十八度位の所でその進路を北東に転向するのが台風の普通の經路となつており、その經路は抛物線（ものをなげた時にえがかれる線）狀にたものになります。

その外方向をかえないで支那大陸に上陸して消滅するものや、たとえ方向を換えても普通の経路をとらずちぐはぐな経路（異狀経路）をとるものもあり、中には途中で消滅してなくなるものもありますがそんなのは極くまれな現象です。

五、台風の進行速度

台風の進行速度は、最初は割合に速く移動するのですが、だん〳〵速度がにぶつて、方向を転向する頃は非常におそく時には殆んど停滯することもあります。

然し一たん北東に方向を転向すると速度も次第に速くなり本邦を通過する頃は時速四十粁内外が普通と云はれて居ります。

衛生關係行事予定

清潔検査に協力下さい　あなたの家の検査日は次の通りです

日	曜	部落名	時刻
五	火	下梶、上梶、田上、勝岡、前目、餅原、内ノ木場、大八重、大野、仮屋、轟木、天木野	午前十時より
六	水	〃	〃
七	木	〃	〃
八	金	〃	〃
九	土	〃	〃
十一	月	蓼池、沖宮、塚原、三原、上新、今市、東原、下新、三島、山王原、餅原、塚原、中央、上米、中米、谷、檪田、高畑、大鷺巣、寺柱、小鷺巣	〃
十二	火	〃	〃
十三	水	〃	〃
十四	木	〃	〃
十五	金	〃	〃
十六	土	〃	〃
十八	月	〃	〃

ノミの居ない町、つぎは蠅のぼく滅です

ノミのゐない三股町を私達は遂に実現しました。つぎは悪質伝染病のもつとも有力な媒体であるハエのぼく滅です。

十月屋外消毒計画日程

日	曜	部落	時刻
1	金	中米、谷、檪田、大鷺巣、寺柱、小鷺巣	午前十時より
4	月	内ノ木場、大八重、大野、仮屋、轟木、天木野	〃
19	火	〃	〃
20	水	仮屋、轟木、天木野	〃
21	木	今市、東原、下新、上梶、田	〃
22	金	餅原、勝岡、前目、塚原、三原、中央、沖宮	〃
23	土	〃	〃
25	月	上新、今市、蓼池	〃
26	火	下新、東原、三島、山王原、上米、	〃
27	水	檪木、谷、檪田、中米、寺柱、大鷺巣、	〃
28	木	〃	〃
29	金	小鷺巣	〃

台風の常識

現在、どんな田舎のおぢいさんやおばあさんでも、〝台風〟と云うことばを知らない人は一人もいないでせうが、それでは、台風は一体どんな所に起つて、いつ頃どんなふうにして日本に襲來するのかときいたらおそらく返答に困る人が多いのではないでせうか？。

今日はむつかしい理論はぬきにして、毎年のように私達農民をいぢめる台風の習性について少し書いて見ようと思います。

一、台風の種類

皆さんは、低氣圧と云ふ言葉を御存知でせうが、この低氣圧は、熱帶低氣圧と熱帶外（温帶性）低気圧との二つに大別することが出來ます。

そしてその一つの熱帶低気圧の代表を私達は台風と呼んで居ります。

その外に、ハリケーンとかサイクロンとか、台風と同様の性質をもつてゐるものがありますが、これは日本に住んでゐる私達にはあまり関係がありませんから略することにします。

二、台風の発生地

七月頃から十月頃にかけて、頻繁に日本にやつてくる台風は、その大半が、ヒリツピン郡島の東方海上やカロリン、マリアナ、マーシャル郡島附近の南洋上に發生致します。

三、台風の發生原因

台風の發生する原因については、いろ〳〵の議論がなされてゐるのですが、普通一般にはフエーレルの対流説と云うのが信ぜられて居りますので、これを簡單に説明して見ます。

この説によりますと、南洋附近において、日射が非常に强いとき、その附近の氣温がぐん〳〵上昇して、昼間の間に各地で、雷雨やスコールが盛に起り、次第にその区域の空気は周囲の空氣より密度が少さくなり遂には非常に広い範囲にわたつて、上昇氣流を起すようになります。

中小学校の運動会

秋はスポーツの季節です至る所に少さな選手達の体育の祭典がくりひろげられます。あなたの子供さんの運動会日程はつぎの通りです。

十月三日　三股中学校
〃　五日　宮村小学校
〃　〃　長田小学校
〃　九日　勝岡小学校
〃　〃　十日　三股小学校
〃　〃　梶山小学校

國民健康保険の給付（支給）について

民生課

國民健康保険は去る九月一日より再開復活されて、既に皆様の診療のお役に立つてゐる事と思いますが、診療の協定が、國立都城病院と縣立病院だけとなつておりますので、開業医との関係等について、お解りにならない点が多いのではないかと思はれます。それで今日は、保険で診療される場合のいろ〳〵な問題について説明致します。

一、療養の給付について

病氣やけがをしたとき、保険の診療協定をしてゐる病院や医師にかゝつたときは、皆さんは全料金の半額（五割）を医師に拂えばよいわけで殘りの半額（五割）は役場の保険係が支払います。

二、療養費の支給について

保険の診療協定をしていない医師にかゝつたときは、その医師から領收証と明細書を貰い、それを役場の保険係に提出しますと、保険係はその医療に要した点数を一点單価十一円五十戔として計算した全額の半額（五割）を皆様に支払うことになつて居ります。

三、療養の給付の範囲について

1. 診療（往診及び処方箋の交付を含みます）
2. 藥材又は治療材料の支給（診療以外の藥品及び売藥の支給を含みません）
3. 処置、手術その他の治療
4. 入院
5. 充塡、一般治療（歯科治料であります）

なお入院については町長の許可を受けなければなりません。

四、療養の給付の期間

病気でもけがでも、なおるまで保険で見ることになつて居ります。

五、助産費の支給について

子供が生まれた時は、出産の手当金として、五〇〇円が支給されます。

六、葬祭費の支給について

死亡者が出た時は、葬祭費としてその葬式を行う者に八〇〇〇円支給されます。

以上簡單に説明致しましたが、細部については役場の保険係に問合せ下さい。

お願い

選擧人名簿登録申請書の提出について

町選擧管理委員会では現在基本選擧人名簿の作製中でありますが、この名簿は先程皆様が区長さんを通じて提出された選擧人名簿の登録申請書にもとづいて作製されて居ります。

來年はいろいろな選擧が行われることになつて居りますが、その選擧にはすべて今回作製される名簿が使用されますので、まだこの申請書を出しておられない方はお忘れなく町選擧管理委員会に提出して下さい。

名簿に名前がのつていないとたとえ選擧權はあつても選擧の投票が出來ないことになりますから御注意致します。